

NPO法人市民オンブズマンおかやま

編集・発行 光成卓明 事務局 ☎703-8234 岡山市中区沢田536-2
電話 (086)272-8896 Fax (086)272-8891 E-mail: info@ombud-oka.com
ホームページ <http://www.ombud-oka.com>

ここまできた、政務活動費。

光成 卓明

野々村事件の衝撃

2014 年の 7 月、日本列島は…おおげさでなく…野々村兵庫県議の政務活動費問題で騒然となりました。1 年間に 195 回の中長距離領収書なし日帰り視察（城崎 106 回・佐用 62 回・博多 16 回・東京 11 回）。ほとんど毎週チケットショップで切手（3 万円弱ずつ）購入。なににも増してあの号泣記者会見。会見翌日は TV 局からの取材電話がひっきりなしでした。1 週間のうちに 5 社から（うち 3 社は東京から）、TV カメラかつついでの取材が入りました。これまでローカル社会部ネタだった「政務活動費」が、いっぺんにニュースショーネタになった。この差は、実に実に大きいのです。じっさいこれをきっかけに、徳島県はじめ全国のいたるところで「領収書偽造」ケースが明るみに出て、辞任議員が続出しました。

全国大会「政務活動費」分科会

盛岡市での全国市民オンブズマン大会では、急きょ「政務活動費分科会」を設けることになりました…というか、「設けるから仕切れ」と電話 1 本で言い渡されました。まあ、かくなりたるうえはとカクゴはしていましたが。

分科会で報告した内容は…TV に話した内容も同じですが、ざっと以下のとおりです。

i 兵庫県議会事件は、①「本当に報告どおり支出したかどうか怪しい」という事例で、このようなケースはかなり稀 ふつう問題になるのは②個々の支出が許されるかどうか、つまり支出は報告通りにしているのだが「そんな費用を出して良いのか」ということだ。

ii しかし、①②の根っこは一つで、チェックがないから、好き放題の「支出」がなくならない。

例えば香川県議会（H25年度から、1万円以下支出の領収書の添付提出が義務化された）では、「町内会等に支払った1万円以下の『意見交換会会費』の支出が年間2400件1700万円に達しており、その多数は同日中にハシゴ（最大で1日19件）していた。

こうした野放図な支出が行われるのは、議員が「自分たちの支出は監視されていない」と考えているからだ。

iii 政務調査費・活動費は聖域化していて、誰もチェックしない。首長（議会側と大喧嘩になるから）、議長（議会内で大喧嘩になるから）、監査委員（首長・議会の思惑を汲んで）の誰も、はなからチェックする気がない。

結果、全国のいたるところに、ノーチェックの政務活動費が転がっていくことになる。

iv したがって、政務活動費の支出を正常化するには、外部の市民（オンブズマン）がチェックするしかない。

v 市民による外部からのチェックの強化は、実は容易でない。数千～1万数千枚の領収書を市民がチェックするには大きな人手・時間と相当の費用がかかるし、場合によっては住民訴訟をおこす必要がある。

よって「外部からのチェック」を容易にする制度改善が必要だ。

最良の方法は、（領収書だけでなく）会計帳簿を提出させて、それを議会のHPで公開することだ。そうすれば、だれでも居ながらに、手間と費用をあまりかけずに、政務活動費をチェックできるようになる。

分科会は、（予想どおり）大盛況。大会は、政務活動費帳簿の提出・公開を求める特別アピールを出しました。

「黒い」岡山県議会と「最高裁ショック」

政務活動費問題の注目度がアップするにつれて、「いまだに（中核市以上で唯一）1万円以下支出の領収書を出さなくて良い岡山県議会」が全国の注目を集めるようになりました。9月議会では、自民党以外の全会派が「全領収書の提出を義務化する」条例改正案を異例の共同提案で提出したのですが、自民党の反対であえなく否決されました。されたのですが、「なんで反対したのか」という取材が殺到しました。自民党県議団は、①最高裁で審理中の＜1万円以下領収書・帳簿の文書提出命令事件＞の結果を待ちたい、②いまの議員が将来の制度を作るのはちょっと、と言ったそうですが、誰が見てもあまり理由になっていません。①H22年度分の事件が決着していないことはH27年度以降の制度を変えない言い訳になりませんし、②法律とか規則とかいうものは元来どれもこれも、今の人人が将来のことを決めるものなのですから。

思うのですが、自民党の先生方は、「最高裁は『帳簿・領収書は出さなくて良い』という決定をしてくれるだろうから、＜出さないで良い＞制度のつかえ棒になるだろう」と考えたのじゃないでしょうかね。ところが…

最高裁は10月29日に、オンブズマン全面勝訴の逆転決定を出しました。この事件は、地裁が19人の岡山県議会議員相手に、「1万円以下領収書と会計帳簿を裁判所に提出させるように」という命令を出し、それを高裁が取り消していたものです。最高裁はオンブズマンの主張を全面的に認めて、「要求どおりに領収書と帳簿を裁判所に提出せよ」という決定を出したのです。

これでまた自民党県議団（と、オンブズマン）に取材が殺到しました。自民党側は豹変、「12月議会で条例を改正したい」と言ったそうですが、はたしてどうなりますか。なにしろ、最高裁の命令が確定したH22年度分についても、まだ出すともなんとも言ってこられない（「12月24日の次回裁判期日までに結論を出したい」としか言わっていない）のです。拒否して取材陣に取り囮まれる（しかも選挙直前に）ような愚はよもやなさらんだろうとは思うのですが…しかし「政治の世界は一寸先は闇」だそうなので…

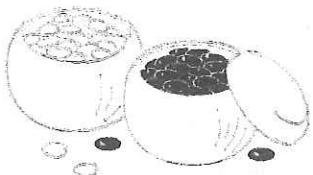
変わるわよ♥

この最高裁決定は、岡山県議会…少なくとも一部の先生方…にとっては二重に衝撃でしょう。①こうなってはさすがに、少なくとも近々には、「領収書は全部出す」ように変わらざるをえないでしょうし（本当のところ、どうせなら罪滅ぼしに、全国の都道府県議会にさきがけて「帳簿も出す」ようにして欲しいのですが）、②H22年度分だけでなく、H21～24年度分も、またこれから裁判になるはずのH25～26年度分も、「出さなくてよかった」はずの領収書・帳簿を、裁判所に提出せざるを得なくなってきたからです。

その中身は、たぶん、見て損のないもののはずです。

前回の会報に、「しごうしちやらにやおえん」と（実は半分は強がりで）書きましたが、その日が本当に近づいてきたようです。

だから言ったじゃないの♪



NPO法人市民オンブズマンおかやま 2015年度定期総会のご案内

日時：2015年2月28日(土) 午後2時～

会場：きらめきプラザ705会議室

詳しくは追ってご案内します。政務活動費の取り組みも正念場を迎えてます。皆さまのご参加をお待ちしています。

全国市民オンブズマン岩手大会報告

＜地方自治法分科会＞

和田啓二

全国大会での地方自治法分科会の、大会資料はわずか3頁。急遽創られた分科会との印象は否めない。しかし、地方自治法がどのように改正されようとしているのか、何が問題なのかは、大会初日での地方自治法寸劇により、参加者に共有されたものと思われる。

桃山時代の衣装をした新海弁護士が秀吉市長に扮し、金錢をばらまくが、住民訴訟制度で痛い目に遭う。秀吉市長は、何かいい手はないかとシャーマン顧問弁護士の靈告に頼る。憑依弁護士は甲高い声で、地方自治法を改正して住民訴訟を無効化すればよろしいと答え、市長が合点納得し、高笑いするというシナリオである。

最近住民訴訟により、首長に対する損害賠償請求が訴訟上認められても、議会が損害賠償請求権を放棄する事例が増加している。そのような議会の決議を、判決効力を事実上無効化する三権分立に反するものなどとする取消訴訟について2012年4月20日付けの最高裁判決は一定の指向性を示した。新聞報道は、おおむね議会の議決に一定の制約を設けたとするものが多かった。

しかし、最高裁判決の内容は、一応議会の請求権放棄の適否判断を議会の裁量権に基本的に委ねられているとし、その上で裁量権の逸脱・濫用に当たると裁判所が判断したときは放棄が無効となるというものである。

まず裁量権を認めるということは裁量権者にアドバンテージを与えたことになる。また最高裁が裁量権の逸脱かどうかの判断は、掲げられた例示など諸般の事情を総合考慮して行われる。

この要件構造は、政教分離訴訟における目的効果その他の事情と類似し、住民訴訟した側にとってハードルが高く、使い勝手が悪い。

最高裁判決を受け総理大臣の諮問機関である地方制度調査会は、住民訴訟検討会報告書において6つの対応策を提起した。

長等に対する課題責任の問題に対しては、

- 違法事由の性格等に即した注意義務違反の明確化
- 軽過失免責
- 違法確認訴訟を通じた是正措置の義務づけの追加
- 損害賠償限度額の設定

の4つの対応策を、

議会による損害賠償請求権の放棄についての問題に対しては、

○損害賠償責務等を確定的に免除する手続きの設定

○損害賠償責務等を免除する手続き要件の設定

の2つの対応策を建議した。

このうち、オンブズマンが最も問題にしている対応策が軽過失免責であり、首長の違法な財務行為等が軽過失である場合には、損害賠償を請求出来ないという内容で、特に自治体首長サイドから国家賠償法（個人責任の追及については軽過失免責）との均衡を理由に強力に主張されている。

現行自治法でさえ、裁判所が首長の過失責任を認定するのはかなりハードルが高い。自治法改正で軽過失免責ということになれば、首長に対する損害賠償請求のほとんどは棄却（認められない）可能性がある。

分科会においては、その他談合事件の経験から、自治体の業者に対する訴訟活動監視のむつかしさ、弁護士費用訴訟その他判決以後のむつかしい複雑な諸問題を点検した。

しかし、国家賠償法における公務員免責と地方自治法の首長責任とを同質同等に扱うことの妥当性にかかる議論は未消化に終わった。

改正を睨んでもっと理論武装することが望まれる。

全国市民オンブズマン岩手大会報告

＜秘密保護法分科会＞

釣崎悦子

全国市民オンブズマン岩手大会に岡山から、光成さんは政務活動費の講師、和田さんは包括外部監査の役員、釣崎は何となく勢いで参加してきました。

まあ～新幹線で6時間半かかりました、初日13時には間に合わないから、東京泊まりで1人だから心細い。岩手で毎年会う人々を見た時ホッとしたよ。

2日目、「秘密保護法分科会」に出席しましたが、難しい問題です。「概要」の閣議決定があったのはすでに皆様もご承知とおもいます。この後に大切な決定事項がたくさんあり、情報保全諮問会議で意見交換します。「情報保全諮問会議」の構成員として全国市民オンブズマン連絡会議の執行部 清水勉氏が2年間在籍し、国民の知る権利、表現の自由、様々な点で基本的人権を守ろうとしています。法の施行まで1年ありますので清水勉氏は法のプロ

なので頑張っていただきたいです。

情報保全諮問会議構成員

- ・宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- ・塩入 みほも 駒沢大学法学部准教授
- ・清水 勉 日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員
- ・住田 裕子 弁護士
- ・(主査) 永野 秀雄 法政大学人間環境学部教授
- ・南場 智子 リディー・エヌ・エー取締役ファウンダー
- ・(座長) 渡辺 恒雄 読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆
(H26,7,8 現在)

振り狂歌(後編)

山野枯木 作

(その41)

偽りの ある世なりけり 神無月
絶叫議員に 神も驚く

(その42)

ともかくは 何が秘密か 教えてよ
それは秘密だ 秘密保護法

(その43)

汚染水 次から次へと 溢れ出る
しかしそれでも 制御している?

(その44)

親分の それお出ました 戦争だ
若者不足は 徹兵 徹兵



説明責任忘れた岡山県議

重田隆三

兵庫県議の野々村竜太郎の号泣記者会見の映像はWEBで全世界に配信された。極めて恥ずかしい事案です。兵庫県議会はその後の措置として政務活動費(年額600万円)の1割減額や先渡し取りやめ等を決めた。野々村は当該費を全額返還したが、オンブズマンの告発を受けて警察の捜査が入った。

岡山県議会は周知のごとく、3年前より年度ごとに住民訴訟を行っているが、支出の内容に不適正項目が多数みられる。詳細は当会HPにあるので省略する。

公金の支出は説明責任が伴うことは当然の義務であるにも関わらず、県議会条例で1万円以下は非公開、しかも、申し合わせで按

分後の1万円が公開の義務なしとしている。全国都道府県は1円以上領収書添付が義務化しているが、残念ながら当県は最後のランナーになってしまった。住民監査請求の陳述で、再三、本県の当該条例はザル法だと強調したが「蛙のつらにXX」である。

野々村事件を契機でにわかに当該費用の不正支出事件がマスコミの標的になりつつある。つまり、本事件は氷山の一角であり、他自治体はどうかという疑念が生じている。全国都道府県の当該総額は約120億円もあり不適正な支出額は支給された額を使いきれない事実が明らかになった。そこで年度末に切手の大量購入や偽領収書、空出張などが蔓延することになる。特に民主党政権時の地方自治法改悪で「陳情に係る費用」や「会議に係る費用」が認められたため後者に選挙活動臭い会議費(町内会等の催事へのバラマキ)が格段に増加したといわれる。

当該費用は政策研究に資することを目的としたもので、行政にその活動の成果を反映せるものであるにも関わらず、もらったものは使い切るという、腐れ根性が横行するなら、当該費用を廃止すべきである。活動費用は費用弁償でも十分購えるもので本県議員諸氏の猛省を期待してやまない。

スポーツの秋

藤井邦昭

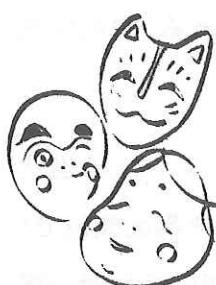
何もかもが、まあいいかと。あれもこれも後回ししているが、いよいよ「スポーツの秋」になりました。冬眠に入る熊のように「食欲の秋」が、少しばかり優っています。

暑い暑いと言いながらコース出て、まけてなるものかと練習場に通い今年の夏はがんばりました。スコアはあまりよくならないもののすこしずつ進歩しているのかなと感じています。

気がかりは、第二土曜日に幹事会があり迷うことなく欠席が多くなっていることです。自分一人ではできることで困っています。そんな中、探偵稼業を楽しくやっています。

「調査せよ」と依頼があり、場所の確認と状況をつぶさに調べます。ひやひやドキドキであります。ひやひやドキドキでありますが、楽しみも。これも病みつきになります。

それにしても、今年ほど「政務活動費」が注目された年はないでしょう。名前がかわりどうなることかと心配していました。多くの事例が紹介され、辞職に追い込まれた議員たち。しぶとく居残るひと、わけのわからない言い訳をする人、開き直る人と様々です。これだから楽しく取り組め、やる気も出ます。が、来月第二土曜日欠席の藤井邦昭でした。



藤井さんに原稿をいただいたから会報発行までに時間がかかってしまいました。気がつけばもう師走。冬眠に入る前にお届けできればいいのですが。
(編集子)